

平成 30 年度廃棄物処理施設整備事業費補助金（廃棄物リサイクル施設整備事業） 質問に対する回答

質問 1 複数の事業者（大会社含む）が共同で浜通り地域に新会社（中小企業）を設立し、本事業の実施を計画する場合に、新会社が申請者となることで問題ないか。この場合、補助金の補助率は「中小企業のみによる共同実施」（4分の3）と考えて問題ないか。

回答 1 本事業のため複数の事業者が新会社を設立する場合、公募要領 2（2）の共同実施の考え方を準用します。このため、新会社の設立者の中から 1 者を代表業務責任者に選任いただき、その者が本事業の応募者となり、応募者以外の事業者を共同事業実施協力者とします。補助金の補助率の考え方も同様とし、公募要領 3（2）にある共同実施する企業の組合せをご覧の上、申請ください。また、新会社の情報についても、応募申請書 1. 基本的事項の（1）応募事業者の部分の部分を参考にして、申請時点で判明している限り記載、提出してください。

質問 2 「応募申請書 1. 基本的事項」に、廃棄物リサイクル施設整備事業に関する業務の実績を記載する欄があるが、新会社を設立し、「中小企業のみによる共同実施」（4分の3）で申請する場合、廃棄物リサイクル施設整備事業に関する実績がない。この場合、新会社に出資する会社について記載して問題ないか。同様に、「応募申請書 1. 基本的事項」に企業概要等のパンフレット、経理状況説明書（直近 2 決算期に関する貸借対照表及び損益計算書）及び定款又は寄付行為を添付とあるが、これらについても新会社に出資する会社についての記載で問題ないか。

回答 2 質問 1 に対する回答のとおり、新会社を設立する場合は共同実施とみなしますので、新会社に出資する会社の実績を記載してください。

質問 3 応募書類表紙の※に「1 1. 本業務で計上できる経費は、記載時には削除して使用してください。」とあるが、「7. 本事業で計上できる経費は、IV 基準額の記載時には、赤字注釈を削除して使用してください。」と読み替えて問題ないか。

回答 3 「1 1. 本業務で計上できる経費」としているのは誤りであるので、「赤字注釈および 7. 本業務で計上できる経費は、記載時には削除して使用してください。」と読み替えてください。

質問 4 複数の事業者で新会社を設立して新会社で申請する場合、応募書類提出後に新会社出資の構成に変更（出資会社増加）が生じて問題ないか。新会社への出資意思は確認済みだが、申請時に出資が間に合わない場合、新会社への出資意思が確認できる書類を添付することで問題はないか。

回答 4 代表業務責任者については変更を認めません。また、公募要領 3. 本事業の交付対象、実施期間等に定める応募要件に関する変更が生じるような共同実施者の変更を認めません。

質問5 「公募要領 6. 応募にあたっての留意事項 (2) 補助金の交付等について ③事業の開始」に、「競争原理が働くような手続きによって相手先を決定してください」とあるが、応募書類に見積り添付が必要か。

- 1) どの程度の書類添付が必要か。
- 2) 応募書類に複数社の見積り添付が必要か。
- 3) 見積り依頼した上で、見積り辞退された場合、その旨を説明した添付書類を添付が必要か。

回答5 応募要領「7. 本事業で計上できる経費について」に基づき詳細な経費を記載する際に、共同実施者も含め応募事業者が直接施工を行う場合については、見積りは不要です。一方、請負施工で行う場合については、最低1社の見積りを添付してください。なお、経費算出にあたり、参考資料1に示す内容についても留意してください。

質問6 「公募要領 3. 本事業の交付対象、実施時期等 (2) 補助金の交付上限額及び補助率について」に、「補助金交付の上限額は69億円とします」とあるが、税抜き額と認識してよいか。

回答6 交付要綱第7条の記載のとおりです。

(参考資料1)

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合、補助対象事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。

そこで補助事業においても今後の検査業務等に資することを目的として、下記のとおり利益等排除方法を定めます。

記

1. 利益等排除の対象となる調達先

補助事業者（間接補助事業者を含む。以下同じ。）が以下の（1）～（3）の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とします。

利益等排除の対象範囲には、財務諸表等規則第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用います。

- （1）補助事業者自身
- （2）100%同一の資本に属するグループ企業
- （3）補助事業者の関係会社（上記（2）を除く）

2. 利益等排除の方法

（1）補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

（2）100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

（3）補助事業者の関係会社（上記（2）を除く。）からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明して頂きます。また、その根拠となる資料を提出して頂きます。